

事務連絡
令和2年4月10日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童養護施設等において新型コロナウイルス感染症が
発生した場合等の対応について

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまでも関係者の皆様に多大なる御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

各施設においては、まずは、利用児童や職員の感染防止のための各般の取組を引き続き行っていただくことが最も重要と考えています。

その上で、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染（又は感染が疑われる）者（以下「濃厚接触者等」という。）が発生した場合には、許認可権者、保健所等の指示に従い、適切に対応するようお願いしているところですが、保健所等の指示により、症状がない又は医学的に症状が軽い場合には、地域の状況に応じて、児童養護施設等で安静・療養（以下「療養等」という。）を行う場合があることから、児童養護施設等においても、濃厚接触者等が発生した際に備え、予め施設における療養等の場所について検討を進めておくことが重要と考えられます。

その際には、下記のような方法により療養等の場所を確保することが考えられますので、管下施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）の「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」、「児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について」（令和2年4月8日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）及び下記を参考に、濃厚接触者等が発生した際の対応の検討を進めておくよう依頼をお願いします。

また、これに併せて、感染拡大防止のため、別添の医療機関向けの資料等も参考に、マスクやガウン等の着脱の手順等について、正しく理解されるよう必要な助言等をお願いします。

なお、感染者が発生した際に、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）により都道府県内部で調整してもなお、当該施設等に対し放出する衛生・防護用品に不足がある場合については、厚生労働省へご相談

ください。

また、濃厚接触者等が発生した場合には、都道府県等から厚生労働省に対して速やかにご報告いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

- ・ 施設において一時的に使用停止可能な空間（自活訓練室や親子生活訓練室、地域住民との交流スペースなど）を、濃厚接触者等を隔離等して療養等させる居室として一時的に転用すること。
- ・ 複数のユニットがある施設について、特定のユニットを濃厚接触者等が療養等するユニットにすること。
- ・ 施設において濃厚接触者等を隔離等できる空間がない場合、又は、濃厚接触者等が複数発生し施設だけでは隔離等可能な空間を確保できない場合については、仮設による居室の設置や賃借により、濃厚接触者等を療養等させる居室を確保すること。
- ・ 濃厚接触者等が発生した際に、濃厚接触者等以外の入所児童等が他の施設で一時的に受け入れられるよう、予め調整を行うこと。

なお、これらの対応を行うに当たって、一時的に人員、設備及び運営基準等を満たさない場合であっても、「新型コロナウイルス感染症にかかる児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）に示したとおり、柔軟な取扱いを可能としております。

また、プライバシーの観点や感染防止等のための改修等が必要となる場合については、『「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に係る児童養護施設等に対する財政措置等について』（令和2年4月7日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）において支援策をお示ししていますので、積極的な活用をご検討いただくとともに、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知）の第7に定める保護単価等の特例措置の協議を必要とする場合については、都道府県等から厚生労働省にご相談下さい。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
(児童養護施設等)

指導係・措置費係

電話：03-5253-1111(内線 4860・4878)

(児童相談所一時保護所)

児童相談係

電話：03-5253-1111(内線 4866)

(婦人保護施設等)

女性保護係

電話：03-5253-1111(内線 4886)

図1 個人防護具の種類と着脱手順例

【通常の場合】

着用

ポイント①
シールドマスク
→ キャップ
の順に着ける

ポイント②
手袋でガウンの袖を覆う



脱衣

① ガウンと手袋は一緒に、裏返ししながら脱ぐ。








② 手指衛生 **③** キャップ→シールドマスクの順に
顔に触れないように外す。 **④** 手指衛生






②と④の手指衛生忘れずに！ 顔に触れない！ 丁寧に手順通り脱ぐ！

【N95 マスクの着用を要する場面*】

※気管挿管, NPPV, 気管切開, 心肺蘇生, 用手換気, 気管支鏡検査など一時的に大量のエアロゾルが生じる処置の実施時

着用

気道分泌物の吸引、気管挿管、NPPV装着、気管支鏡検査、心肺蘇生を行う可能性がある場合はN95マスクを使用する。

ポイント①
N95装着後はユーザーシールチェック **完成形**



a. 両手でマスクを覆う
b. 息を強く吐き出す
c. マスクと顔の隙間から空気が漏れないことを確認する



ポイント②
N95→シールドマスク→キャップの順



ポイント③
手袋でガウンの袖を覆う

脱衣

① ガウンと手袋は一緒に、裏返ししながら脱ぐ。








② 手指衛生 **③** キャップ→シールドマスク→N95の順に
顔に触れないように外す。 **④** 手指衛生






②と④の手指衛生忘れずに！ 顔に触れない！ 丁寧に手順通り脱ぐ！

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 18 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	市

 民生主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の
臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、児童入所施設等において、新型コロナウイルス感染症の流行により職員の確保が困難になるなど、一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、人員、設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成30年6月18日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月7日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に係る
児童養護施設等に対する財政措置等について

平素より、児童福祉行政の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び「令和2年度補正予算案」が閣議決定されたところです。

児童養護施設等に係る当該緊急経済対策等については下記のとおりとなりますので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、申請手続き等については、補正予算案の審議の状況等を踏まえて、追ってご連絡いたします。

記

1. 児童養護施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業））《第2弾より継続して実施》

（事業内容）

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が児童養護施設等へ配布する子ども用マスクの卸・販社からの一括購入等、児童養護施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、個室化に要する改修に必要となる経費を補助する。

①都道府県等の子ども用マスク等購入費

感染経路の遮断のため、必要なマスク、消毒液等の需給が逼迫し、児童養護

施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県等が児童養護施設等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等に必要な費用について補助

②児童養護施設等の消毒経費

感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③地方自治体の広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）

④児童養護施設等における個室化に要する改修費等

事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（※）について補助

※ パーテーションの設置や仮設による居室の設置・賃借、空調・換気設備の改修等を含む。

※ 改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）

（補助基準額等）

補助基準額：1か所当たり最大800万円

※里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターについては、1か所当たり最大100万円

※①～③の経費については、令和元年度における事業（第2弾分）と合わせて50万円が上限（実績ベース）

補助率：10/10

対象施設：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、児童相談所、一時保護所

対象期間：令和2年4月1日に遡及して適用予定

2. 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の運用改善《新規》

（事業内容）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う企業への影響等により、内定が取り消されるなど、就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃の貸付を行う等の運用改善を講じる。

<運用改善の内容>

新型コロナウイルス感染症の影響により、就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に限り、

- ・ 就業するまでの間の求職期間等を家賃貸付の対象とする。
- ・ 貸付期間の上限を2年間から3年間に拡充するとともに、返還免除期間の猶予の特例（※）を設ける。

※ 現行制度では5年間の就業継続により貸付の返還が免除となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により就業継続が困難となった場合については、求職期間についても就業継続期間に算入できることとする。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL：03-5253-1111（代表）

※1の事業 予算係（内4877）

※2の事業 指導係（内4878、4860）